7　第２次試験合格者発表　平成25年11月中旬に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
8　第３次試験
⑴　試験種目　総合評価面接試験
⑵　試験の実施日　平成25年11月下旬で指定する日
⑶　試験地　東京都
9　最終合格者発表　平成25年12月17日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
11　受験手続
⑴　インターネットによる申込みの場合
①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
②　申込受付期間　平成25年８月16日（金）９時から８月22日（木）まで。
　なお、申込みは、８月22日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
⑵　郵送又は持参による申込みの場合
①　受験の申込み　受験申込用紙は、人事院事務総局において交付する。受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、人事院事務総局に提出すること。
②　申込受付期間　平成25年８月16日（金）から８月19日（月）まで。
　なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年８月19日（月）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
12　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成 25 年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
平成 25 年８月２日
人事院事務総長　尾西　雅博
1　試験の名称　平成25年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））
2　試験の区分　「本省」、「国土地理院」及び「地方整備局」
3　対象官職　国土交通省の所掌する行政事務に関する企画及び立案並びに実施等の業務に主として技術的な知識及び経験を活用して従事することを職務とする係長の官職であって、その職務の遂行に当たり、民間企業等における勤務経験等を活用することが見込まれるもの
⑴　試験の区分「本省」については、上記官職のうち、国土交通省の内部部局又は本省に置かれる職における主として都市計画及び都市計画事業、都市における緑地の保全、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、港湾等の整備及び管理等に関する事務に係る企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする官職
⑵　試験の区分「国土地理院」については、上記官職のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に係る企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする官職
⑶　試験の区分「地方整備局」については、上記官職のうち、地方整備局における主として河川等又は道路の整備、管理等に関する事務に係る企画及び立案並びに実施等の業務に従事することを職務とする官職
4　給与
⑴　試験の区分「本省」　この試験に合格し、採用される者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、その俸給月額は、採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅰ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する。
（参考）
国家公務員採用Ⅰ種試験による採用後４年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額
222,900円（※）
※平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の7.77を乗じて得た額を減じて支給される。
なお、俸給月額のほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑵　試験の区分「国土地理院」　この試験に合格し、採用される者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、その俸給月額は、採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する。
（参考）
国家公務員採用Ⅱ種試験による採用後７年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額
228,500円（※）
※平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の7.77を乗じて得た額を減じて支給される。
なお、俸給月額のほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。
⑶　試験の区分「地方整備局」　この試験に合格し、採用される者は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、その俸給月額は、採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する。
（参考）
国家公務員採用Ⅱ種試験による採用後７年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額
228,500円（※）
※平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の7.77を乗じて得た額を減じて支給される。
なお、俸給月額のほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。
5　受験資格
⑴　試験の区分「本省」　平成25年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して土木、建築、材料工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの。
⑵　試験の区分「国土地理院」　平成25年４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）第49条第１項に規定する測量士の登録を受けているもの。